

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

63

提案区分

A 権限移譲

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農地集積・集約化等対策費に係る繰越等の手続きに関する事務の都道府県知事への委任

提案団体

愛知県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農地集積・集約化等対策費のうち農地耕作条件改善事業にかかる財政法第43条第1項に規定する繰越の手続き及び同法第43条の3に規定する翌年度にわたって支出すべき債務の負担の手続きに関する事務について、都道府県知事へ委任していただきたい。

具体的な支障事例

本県が実施している農林水産省の農業農村整備関係の補助事業にかかる繰越等の事務は、農地集積・集約化等対策費を除いて全て知事に委任されている。
農地集積・集約化等対策費については、委任がなされていないため、県と東海財務局が直接やりとりをすることができず、繰越事務を進めるにあたって当該事業のみ別途東海農政局に申請を行っている。
これによって、他の補助金と同様の繰越し手続きにも関わらず、申請先が東海財務局と東海農政局に分かれるなど、事務が煩雑になっている。また、農政局経由となることで、事務処理期間にもタイムラグが生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

繰越事務について県が一括で取りまとめて行うことができ、東海農政局及び県の事務負担が軽減し、事務の効率化が図られる。
また手続きに要する期間についても、東海農政局の経由を必要としなくなることから一定期間短縮が可能となる。

根拠法令等

・会計法第48条
・予算決算及び会計令第140条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、徳島県、愛媛県、佐賀県、宮崎県

○農地集積・集約化等対策費については、県知事への繰越事務委任がなされていないため、県と四国財務局が直接やりとりをすることができず、繰越事務を進めるにあたっては、中国四国農政局に申請を行うことになる。これによって、他の補助金事業と同様の繰越し手続きにも関わらず、申請先が四国財務局と中国四国農政局に分かれるなど、事務が煩雑となることが予想される。
○本県では、農地耕作条件改善事業は平成28年度まで国から事業主体への直接補助で実施していた

め、県は繰越事務に携わっていなかった。しかし、平成 29 年度から県を経由する間接補助で実施することとなり繰越事務についても県を経由することとなる。このため、他の農業農村整備事業(補助事業)と同様に財務局へ申請が行えるよう、都道府県知事へ事務を委任していただきたい。

○繰越事務については、農地集積・集約化等対策費のみ知事に事務委任されていないため、本県においても関東財務局と直接やりとりをすることができず、別途関東農政局に申請を行っている。このため、他の補助金と同様の繰越し手続きにも関わらず、申請先が関東財務局と関東農政局に分かれるなど、事務が煩雑になっている。また、農政局経由となることで、事務処理期間にもタイムラグが生じている。

○農地集積・集約化対策事業に係る繰越手続きについては、九州農政局を経由することから事務委任されている農業農村整備事業と比べて手続き期間を要している状況で、補正予算時などは、まずは繰越手続きで適正な工期を確保した後に補助金申請を行う必要があることから、補助金申請手続きも遅くなり、事業の着手にも影響している。

各府省からの第 1 次回答

農地耕作条件改善事業に関して、繰越し及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担の手続きに関する事務を、都府県の知事又は知事の指定する職員が行うこととすれば、現状、当該事務に関しては、都府県から地方農政局を経由しての財務局協議が必要となっているところ、都府県から直接の財務局への協議が可能となることから、都府県の事務の効率化等に資する可能性がある。

一方、上記の事務委任を行うためには、予算決算及び会計令第 140 第 3 項に基づき、都府県の知事の同意が必要となる。

このため、全都府県の意向を確認した上で、当該事務委任を是とする都府県に対し、委任を行う方向で検討したい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

農林水産省一次回答は、本県提案に沿うものである。
については、早期に事務委任が実現するよう速やかな対応をお願いする。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第 2 次回答

農地集積・集約化等対策費に係る繰越手続きについては、都府県が国から交付決定を受けたもののうち、平成 29 年度から平成 30 年度に繰り越すものより、都府県知事への委任を行う予定とし、今後以下のスケジュールにより進めることとしているところ。

(1) 9 月中旬に、各都府県知事に対し繰越事務の委任に対する同意の是非について照会文書を出出

(2) 10 月上旬を目処に、各都府県の意見を集約し、繰越事務の委任を行う都府県を特定し、公文書での確認を行う

(3) 11 月上旬を目処に、上記(2)において確認を行った都府県より同意を得る

(4) 12 月上旬を目処に、農林水産大臣より各都府県知事又は知事の指定する職員に繰越手続きを委任する旨を通知し、あわせて財務大臣に通知

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）記載内容

6【農林水産省】

(13) 農地集積・集約化等対策費に係る繰越手続に関する事務

農地集積・集約化等対策費のうち農地耕作条件改善事業に係る繰越し(財政法(昭 22 法 34)14 条の 3 第 1 項及び 42 条ただし書)及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担(同法 43 条の 3)の手続に関する事務については、当該事務の委任を国から受けることに同意した都府県においては、当該都府県が交付決定を受けたもののうち、平成 29 年度から平成 30 年度に繰り越すものより、当該都府県の知事又は知事の指定する職

員が行う(会計法(昭 22 法 35)48 条1項)こととする。
[措置済み(平成 29 年 11 月9日付け農林水産大臣通知)]